

各種ガイドライン等改正の概要

- PFI事業における物価変動及び災害への適切な対応方針を示すため、PFIに関するガイドライン等を改正（令和6年6月3日改正）
- PFI推進委員会での審議を経て、PFI推進会議で決定（※契約の基本的考え方及び標準契約は、PFI推進委員会における審議の後、内閣府として公表。）

ガイドライン等改正による記載内容

1. 物価変動への対応

新規契約	<p>予定価格の適切な設定（①）</p>	<p>○管理者等は、予定価格に市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要であること</p> <p>【プロセスガイドライン P.22】</p>
	<p>サービス物価変動に基づく</p> <p>市場価格を的確に反映する物価指数の採用（②）</p>	<p>○（物価指数の例示は、経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得るため削除し、別途提示することを検討）</p> <p>○管理者等は、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要であること</p> <p>○具体的には以下が望ましいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用すること ・対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用すること ・あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示した上で、事業者との協議により決定すること <p>【契約ガイドライン P.88】</p>
	<p>サービス対価改定の基準時点（③）</p>	<p>○サービス対価改定の基準時点を契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられること</p> <p>○サービス対価改定の基準時点を契約締結日より前の入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられること</p> <p>【契約ガイドライン P.88, 89】【契約の基本的考え方 P.19, 20】【標準契約第50条、51条】</p>
既存契約	<p>契約締結後の契約変更（④）</p>	<p>○管理者等は、サービス対価改定に適切に対応する必要があること</p> <p>○管理者等は、事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要であること</p> <p>○契約変更について、管理者等に不利となるものは認められないとの考え方もあるが、事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられること</p> <p>【契約ガイドライン P.89】</p>

2. 災害への対応

- 災害時における管理者等と事業者の役割分担・情報連絡体制等に関することを募集の際にあらかじめ明示しておくことが望ましいこと
- 【プロセスガイドライン P.19】**